

我が国のイノベーションシステムを改革することで、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力を強化するとともに、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、新たに特定国立研究開発法人制度を創設する。

法律の概要

※赤字は議員修正部分

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による関与の強化

- 内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。(第3条)
- 主務大臣は、基本方針に基づき中長期目標を策定・変更するとともに、中長期目標の策定・変更、中長期目標期間終了時の見直し等に際しては、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。(第5条)

(2) 独法通則法の特例等による国際競争力の強化

- 世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を特に必要とする業務に従事するものについて、報酬・給与の支給基準の考慮事項として、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性の観点を加える。
- 研究者等の給与その他処遇について、国際的評価を勘案するとともに、**優秀な人材の確保、若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮**して行う。(第6条)
- 主務大臣は、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、法人に対して、必要な措置をとることを求めることができる。(第7条)
- 主務大臣は、世界最高水準の研究開発成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該業務を行わせることが適切ではないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。(第4条)

(3) 研究開発等の特性への配慮

- 政府は、通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性^(注)に常に配慮しなければならない。(第8条)
- (注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、研究開発業務の特性として「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」が挙げられている。

対象法人

物質・材料研究機構
理化学研究所
産業技術総合研究所
(第2条で定める別表)

その他

- 施行期日:平成28年10月1日(附則第1条)
- 法施行後、適当な時期に対象法人の範囲も含め、**関連する制度の在り方について検討し、その結果に基づき、所要の法改正を含む全般的な検討**を行う(附則第5条)